

秋田市告示第3号

次の差押調書（謄本）、市税充当済通知書および配当計算書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年1月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
住 所 秋田県秋田市寺内字三千刈72番地
 サンドミニアム三千刈Ⅱ101号
対象者 L E E I N J E

- 2 送達する書類
差押調書（謄本） 1 通
市税充当済通知書 1 通
配当計算書 1 通